

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を基本理念として、平成24年3月に「第2次佐渡市障がい者計画」、平成27年3月に「第4期佐渡市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、障がい者の生活、福祉をめぐる動向はめまぐるしく変化し、次節で見るとおり、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国連の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。障がい者が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、本市が担う役割は、これまでも増して重要なものとなっています。

以上の点を踏まえ、「第2次佐渡市障がい者計画」及び「第4期佐渡市障がい福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、国による障がい者制度改革の動きを反映し、諸施策の見直しを含めた「第3次佐渡市障がい者計画」及び、「第5期佐渡市障がい福祉計画」並びに、児童福祉法改正により新たに規定された「第1期佐渡市障がい児福祉計画」を策定しました。

第2節 障がい者に関連する法改正の概要

平成19年9月に我が国は、障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、以下の様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に条約を批准、同年2月に効力が発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めています。

1 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的として、規定されました。また、障がい者の定義に「発達障がい」が明記されるとともに障がい者に対する、差別の禁止などが規定されました。

2 児童福祉法の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障がい種別ごとに分かれていた施設、事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援に体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を策定することが規定されました。

3 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が、障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について、規定されています。

4 障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に施行されました。障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう必要、かつ、合理的な配慮を行うことが義務付けられました。

5 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成 28 年 5 月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務付け、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

6 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

第 3 節 本計画における障がい者の定義と対象

本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第 2 条に規定する「障害者」です。すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障害者基本法第 2 条の社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

したがって、障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人をいいます。

さらに、障がい者ではない市民についても、広報、啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る点で、本計画の対象であり、障がいの予防につながる健康の保持や早期発見の観点からも本計画の対象となります。

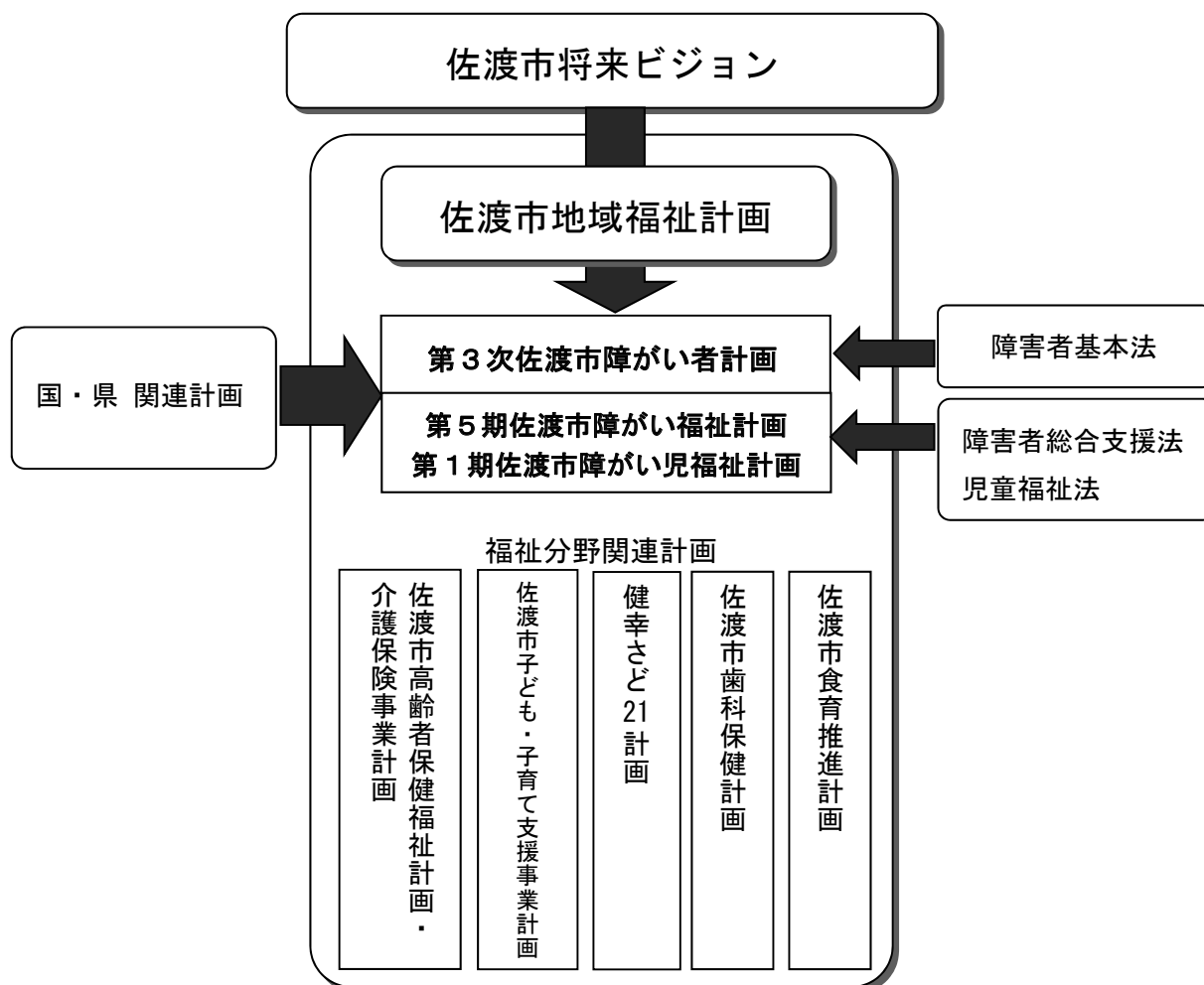
第4節 計画の位置付け

「第3次佐渡市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、「第5期佐渡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに、上記3計画とも「佐渡市将来ビジョン」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図り、策定したものです。

■ 計画の位置付け



第5節 計画期間

「第3次佐渡市障がい者計画」は、平成30年から平成35年の6年間、「第5期佐渡市障がい福祉計画」及び「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は平成30年から平成32年の3年間です。

図表1-1 計画期間

| 年 度 | H30年 | H31年 | H32年 | H33年 | H34年 | H35年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
| 佐渡市障がい者計画 | 第3次計画 | | | | | |
| 佐渡市障がい福祉計画 | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
| 佐渡市障がい児福祉計画 | 第1期計画 | | | 第2期計画 | | |

第6節 計画の策定体制

1 協議会などの設置

本計画の策定にあたり、「佐渡市地域自立支援協議会」の本会及び総合企画部会で検討を行い、また、各専門部会からの意見を反映しました。

2 庁内推進体制

本計画は、内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課による庁内の推進体制を整備し、各課の施策との整合を図りました。

3 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者、介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図りました。

4 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を把握するためにアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映していません。

5 障がい者団体等へのヒアリングの実施

計画策定にあたり、障がい福祉サービス等提供事業者及び障がい者団体等に対し、現状把握、課題や要望など、ヒアリングを実施し、その結果を計画に反映しています。

6 市民参加による計画策定

計画の素案について、社会福祉課（市役所本庁）、各支所、行政サービスセンター、各連絡所、中央図書館、各教育事務所の窓口、市ホームページでの閲覧等により公開し、広く市民からのパブリックコメントを求め、提起された意見を計画に反映しています。

7 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから、広域的に関連する島外自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。